

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 技能検定試験手数料の金額の一部改正
（県例規集登載）

労働雇用政策課

○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正

総務学事課

○ 食品衛生責任者の養成講習会の認定

生活衛生課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

【公告】

○ 平成二十六年定期種畜検査に係る種畜証明書の交付

畜産課

○ 種畜証明書の書換交付

〃

【企業局】

○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
（県例規集登載）

総務企画課

【海区漁業調整委員会】

○ 漁業の操業制限の指示

海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第八十二号

平成十二年岡山県告示第七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

実技試験手数料金額の(2)の表中「機械保全」を削り、実技試験手数料金額の(3)の表中「機械保全」を削り、「冷凍空気調和機器施工」の下に「家具製作」を加え、「塗装」を「化学分析、貴金属装身具製作、塗装」に改める。

◎岡山県告示第八十三号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「岡山県育休代替任期付職員選考採用試験」を「岡山県育休代替任期付職員選
考採用試験」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成27年2月24日 岡山県公報 第11663号

◎岡山県告示第八十四号

食品衛生法施行条例（平成十二年岡山県条例第三十七号）別表第一の第三の二に規定する食品衛生責任者の養成講習会を次のとおり認定した。

平成二十七年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 認定年月日

平成二十七年二月十二日

二 主催者の名称等

1 主催者の名称

一般社団法人岡山県食品衛生協会

2 主催者の所在地

岡山市中区古京町一丁目一番一七号

3 受講の申込受付場所

県内の各食品衛生協会

三 講習年月日及び開催場所

講習年月日	開催場所
平成二十七年四月十三日（月）	岡山市
平成二十七年四月二十一日（火）	津山市
平成二十七年五月八日（金）	倉敷市
平成二十七年五月二十二日（金）	岡山市
平成二十七年六月十八日（木）	岡山市
平成二十七年七月十七日（金）	倉敷市

平成27年2月24日 岡山県公報 第11663号

平成二十八年二月二十五日(木)	平成二十八年二月十八日(木)	平成二十八年一月二十一日(木)	平成二十八年一月十四日(木)	平成二十七年十二月十七日(木)	平成二十七年十二月一日(火)	平成二十七年十一月十八日(水)	平成二十七年十一月五日(木)	平成二十七年十月十六日(金)	平成二十七年十月一日(木)	平成二十七年九月十七日(木)	平成二十七年九月四日(金)	平成二十七年八月二十五日(火)	平成二十七年八月二十日(木)	平成二十七年七月二十四日(金)
笠岡市	岡山市	岡山市	倉敷市	岡山市	津山市	岡山市	倉敷市	岡山市	高梁市	岡山市	倉敷市	津山市	岡山市	岡山市

平成27年2月24日 岡山県公報 第11663号

平成二十八年三月三日(木)	倉敷市
平成二十八年三月九日(水)	岡山市

四 講習内容及び時間数

- 1 公衆衛生学 一時間
- 2 衛生法規 二時間
- 3 食品衛生学 三時間

五 受講料

六千円

平成27年2月24日 岡山県公報 第11663号

◎岡山県告示第八十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

三清荘ほほえみデイサービスセンター

2 所在地

岡山県総社市久米四八番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人経山会

2 所在地

岡山県総社市久米四八番地の一

三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇一四〇

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

〔七四〕家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けた。
 平成二十七年二月二十四日
 岡山県知事 伊原木 隆 太

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等 級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
31433050001	コツワルドーY 1	その他	H26. 2. 1	岡山県高梁市			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31433050002	コツワルドーW P W R 1 1 5 0	大ヨークシ ヤー種	H25. 2. 23	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
31433050003	コツワルドーW P W R 1 5 4 2	大ヨークシ ヤー種	H25. 3. 10	イギリス			級外	高梁市備中町東油野2355 農事組合法人 岡山農場
11420111758	芳照久	黒毛和種	H25. 8. 13	兵庫県美方郡 新温泉町	芳悠土井	てるしげ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業 団岡山種雑牛センター
11378784721	百合勝照	黒毛和種	H25. 9. 10	徳島県三好市	美津百合	こたいし18	2級	津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業

									岡岡山種雄牛センター
11345181331	美津勝平	黒毛和種	H25.10.3	広島県安芸高田市	美津百合	ひらなぎさ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
11260905388	隆久勝	黒毛和種	H25.9.24	香川県観音寺市	隆之国	ふくみ	2級	津山市宮部下415 一般社団法人畜改良事業 岡岡山種雄牛センター	
31433020001	ゼンノー デー ヒガシ14 1 01433	デュロック種	H26.5.9	岩手県岩手郡 磐石町	ゼンノー デー ヒガシ 12 1 00835	ゼンノー デー ヒガシ 13 2 02787	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
31433020002	ゼンノー デー ヒガシ14 1 01441	デュロック種	H26.5.10	岩手県岩手郡 磐石町	ゼンノー デー ヒガシ 12 2 01289	ゼンノー デー ヒガシ 13 4 02833	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
31433020003	ゼンノー デー ヒガシ14 1 01442	デュロック種	H26.5.10	岩手県岩手郡 磐石町	ゼンノー デー ヒガシ 12 2 01289	ゼンノー デー ヒガシ 13 4 02833	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	
31433020004	ギルハウス キャンプデーン オカヤマ 2 0518	バークシヤ一種	H26.3.6	岡山県久米郡 美咲町	ギルハウス モアホルム オカヤマ 7 0314	ギャンプデーン モアホ ルム オカヤマ 3 052	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ 一畜産研究所	

31433020005	アソノサダー イワヂヤ オカヤ 5 0052	バークシヤ 一種	H26. 5. 15	岡山県久米郡 美咲町	アソノサダー モアホル △ オカヤ 1-22 8	イワヂヤ コロニー レス オカヤ 5-1 17	2級	久米郡美咲町北2272 岡山県農林水産総合センタ ー畜産研究所
-------------	---------------------------	-------------	------------	---------------	--------------------------------	-------------------------------	----	---------------------------------------

〔七五〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成二十七年二月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11362497330	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11346999409	種畜の名前の変更	照美福	烈株2549
11346999409	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11346999546	種畜の名前の変更	百合安藤	華聖2555
11346999546	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
11346999782	種畜の名前の変更	白照清	烈藤2573
11346999782	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

11438100119	種畜の名前の変更	照福久	烈唯2590
11438100119	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雄牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

◎岡山県企業管理規程第一号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年二月二十四日

岡山県公営企業管理者 西 本 善 夫

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第六項」を「第六項」に、「に支給する」を「及び第七項に規定する伝染病防疫作業に従事する職員に支給する」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「第四項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに、当該職員に対して、当該作業に従事した日一日につき当該各号に掲げる額を支給する。

- 一 高病原性鳥インフルエンザ（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する高病原性鳥インフルエンザをいう。次号において同じ。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 三百八十円
- 二 高病原性鳥インフルエンザの病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある物件の処理の作業 二百九十円

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十七年一月二十日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十六年第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、漁業の
操業について、次のとおり指示する。

平成二十七年二月二十四日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 制限する漁業の種類

かご漁業

二 制限区域

岡山県海面であつて第二種共同漁業権建網漁業の区域内

三 操業上の制限

かご漁業を操業しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 次の事項については、漁業権者の同意又は指示によること。

- (1) 操業場所
- (2) 持ちかご数
- (3) かごの大きさ
- (4) 網目等

2 他種漁業の漁具敷設中は、当該漁業の操業を妨げないこと。

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成二十七年二月二十七日から平成三十年二月二十六日まで